交通事故死者1万人を越す

減らない酒酔い運転

市連合婦人会（吉原ミサホ会長）と市交通安全母の会（同会長）は「酒を飲ませない運動に取り組み、家庭からこの運動を盛り上げよう」と市内の婦人に呼びかけています。

"まあ一杯"はやめよう

市連合婦人会 交通安全母の会 酒を飲ませない運動を実施

全国の交通事故死者が八月二十八日現在で一万人を越えるという最悪の状態になったこと、そして、一万人という死者が昨年より一か月以上も早くなったことなどは、新聞、テレビなどですでに報道されているとおりです。

また、県内の死者は八月二十八日現在二百二十五人で、昨年同期の百六十人を六十五人もふえ、本県の死者の上昇率は全国で二番目となっています。

このうち、七月末までに、酒酔い運転が原因で事故がおきたのは二百九十五件で、死者は二十四人、傷者は三百八十三人ですから、酒酔い運転がいかに危険であるかがわかると思います。なお、この傷者の中には、二十四時間以上たってから死亡した人も含まれていますので、実質的な事故死者はもっとふえるものと思います。

一方、市内の事故死者は四人で、このうち酒酔い運転での事故は九件、死亡した人はひとり、けがをした人は六人ありました。

酒酔い運転 追放は婦人の手で

このように「酒を飲ませない運動」を全国的に進めていても、酒酔い運転の事故数は減っていません。これは、酒を飲む人が悪いのはもちろんですが、やはり、いままでの習慣から、車を運転してきた人にも「まあ一杯」と進めることにも原因があると思います。

このような悪い習慣は婦人の力でなくしよう―と、このたびの呼びかけとなったものです。酒酔い運転は「飲ませた方も悪く、責任がある」と刑法で定めてありますが、いずれにしても「車を運転する人が飲まないこと」が一番たいせつだと思います。

飲酒後13時間で正常に

つぎに、酒を飲んで運転すると反射神経がどのように変わるかなどを実験結果に基づいて紹介してゆきます。

□この実験は、運転歴十年以上で、酒に強い自動車学校の教官四人を対象にしたものです。

□清酒一級酒約一・〇八㍑（約六合）を夜八時から十一時まで飲んで十二時に眠った場合、眼球運動が乱れ、安全運転に必要な適格な判断が遅くなる。

□翌日の朝の眼球運動もやはり乱れ、正常にもどるのは飲酒してから約十三時間後だった。

□清酒一級酒約〇・五四㍑（約三合）を夜七時までに普通の晩しゃくと同じに飲食して、十二時に眠った場合の翌日は、かなり平常に近い眼球運動をする。

□ブレーキの踏み込みを、前と同量だけ飲酒して三回すると、全部の踏み込みの位置と時間が違っていた。

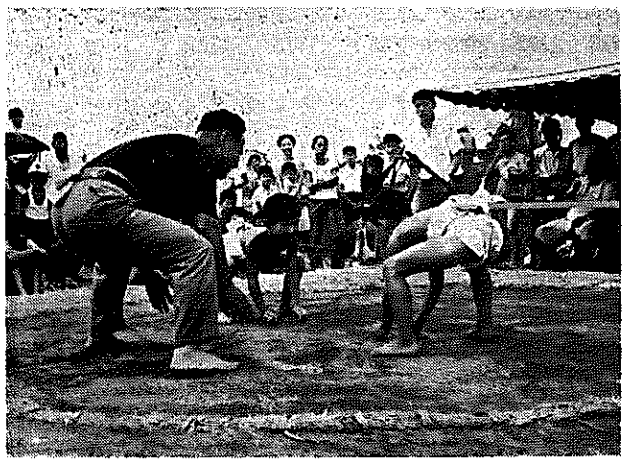

〝見合って見合って〟と力のはいる仕切り

暑さ吹っ飛べ

初の子どもすもう大会開く

白根まつり（吉原ミサホ会長）は、市営グラウンドで、はじめての「子どもすもう大会」を開き、参加した小学校の児童約五十人は、まつりの一日を楽しく過ごしていました。

この大会は、夏休み中に子どもたちの健全なレクリエーションを行なおう―と同会が開いたもので、開会式後、すもう連盟の指導で準備体操、合った運動をすることもよいことです。

特にあなたのような若い人は、いまのうちにからだを鍛えておくことが、いつでも元気で働ける基礎をつくることになるのです。

このようなリズムを考えないで無理な生活が続くと、疲労が積もり、それが早く年をとることになり、成人病への土台となるわけです。

生活は自分のペースで

だれでもそれぞれ才能に限りがあります。自分の能力に応じた範囲で、中庸の生活をすることは、からだのためにも心のためにもよいことです。マスコミの盛んな現在ですから、それに浮かされてとかく無理をしがちですが、マイペースで生活する勇気が必要です。

（この項続く）

アッー危ない！

ぼくは去年成人式をあげたばかりですが、成人病にはかかりたくないと思いますので、どういうことに気をつけたらよいか教えてください

【成人病 その15】

成人病にかからないために

めします。

リズムにのった生活を

わたくしたちのからだは、自然のリズムに大きく支配されています。たとえば、朝になると目ざめ、夜になると眠くなるというのはこのリズムの現われです。

ですからこのリズムに合わせて、日中は働き、夜は疲労の回復と明日の活動のためのエネルギーをたくわえるようにグッスリと眠りたいものです。

また明るい日光のもとで、からだにいつまでも若く

生活は自分のペースで～

成人病は、成人式をあげた人たちの病気―というわけではありませんが、あなたのような若いからだの中でも成人病の下地ができつつあるのです。つまり、成人病は年をとるということと表裏一体の関係にあるのです。ですから、成人病にまけないためには、若いうちからなるべく年をとらないようにくふうすることが必要になります。

そのために次の五つのことをおすす

転入、転出、転居の届け

14日以内に市民課へ

市民ひとりひとりの実態を正確に記録した「住民基本台帳」は、住所、家族構成、生年月日など住民の居住関係の証明、選挙人名簿の登録、住民税の賦課徴収、国民健康保険、国民年金、義務教育、予防接種、衛生、その他住民に関係のある行政事務の処理の基礎になっています。

そしてこの台帳は、みなさんが転入、転出、転居などの住所に異動があった場合、十四日以内に市民課へ届け出ていただくことになっています。この届け出たことに基づいて、この台帳は常に正しく整備し、その結果、住民の実態と基本台帳の記録が常に一致して、いろいろな行政事務がスムーズに処理されるようになっているわけです。ですから①運転免許証取得のため②越境入学させるため③寮や下宿に生活していながら故郷に住所をおいている―などの正しくない届け出をしますと、正確であるはずの住民基本台帳が、誤ったものになり、行政事務に支障がでてきます。

常に正しい住民基本台帳となっているよう、異動があったときは、正しい内容を十四日以内に市民課へ届けるようお願いします。

かしこい消費 ゆたかな生活

【6】 食品の購入から調理まで

今回は、「食品を買うときから調理するまで」について紹介してゆきます。

〈店の選び方〉

次のことに注意しながら、衛生的な店を選びましょう

◇店のまわりや店内がきちんと整理されて清掃がゆき届いているか。

◇従業員の身なりが清潔できちんとしているか。

◇陳列されている食品が種類別に整とんされ品名、量目、価格などが表示してあるか。

◇野菜などの食品が直接土間におかれていないか。

◇正確なはかりを正しく使っているか。

〈買うときの注意〉

次のことに注意しながら鮮度を見きわめましょう。

◇食品がほこりをかぶったり日光にさらされたりしていないか。

◇魚、貝、肉類などのくさりやすい食品はふた付きの冷蔵ケースに保存されているか。

◇豆腐などの保存容器内の水は、かけ流しなどで常にきれいにしてあるか。

◇たら子やおかずなどそのまま食べる食品は、容器にはいってふたがしてあるか。

◇牛乳は冷蔵ショーケースの中に入れて、低温で保存してあるか。

◇パンや菓子などは手づかみ販売されていないか。

◇ビニール袋などの容器や包装詰めの食品には、品名、製造所の所在地、製造者名、量目が表示されているか。

◇包装紙はきれいなものが使われているか。

◇食品がどくどくしく着色されたり、必要以上に漂白されたりしていないか。

◇貯蔵のきかないものは買いだめをしない。

（保存のしかたと調理するときの注意は次回に掲載します）

お知らせ

九月一日～三十日 野犬、放し飼い犬一掃月間

県は、九月一日から三十日までの一か月間「野犬、放し飼い犬一掃月間」を行ない、この期間中①不要犬の買い上げ②野犬狩りを行ないます。

注意事項

▽飼い犬でもつないでおかないとつかまえます。

▽野犬を見つけたら、新津保健所（電話新津二―五一七一）か市保健課（電話七二―二一一一）へ連絡してください

▽犬を飼っている家は表示をしてください。

▽犬がかみついたら、市保健課へ届け、犬は獣医師に検診させ、かみつかれた人は医師の検診を受けてください。

不要犬の買い上げ

1.とき　九月二十五日。

2.ところ　臼井駐在室＝午前十時～十一時、茨曾根同＝正午～午後一時、市役所前＝午後一時三十分～二時三十分

3.買い上げ額　生後九十一日以上＝一頭百円、九十日以下＝一頭五十円。

4.印鑑持参のこと。

スポーツへのお誘い

種目	練習日	時間	会場
バレーボール	毎週 月・火・木・金・土曜日	午後 7:00～9:00	中館
ミニバレーボール	〃 月・火・木・金・土曜日	〃 〃	根岸
ソフトバレーボール	〃 月・火・木・金・土曜日	〃 〃	白体
ドッジボール	〃 月・水・土曜日	午後 6:30～8:30	白根小
バスケット	〃 水・土曜日	〃 4:00～5:00	〃
剣道	〃	〃 5:00～6:30	〃
卓球	〃 月・火・木・金曜日	〃 7:30～9:30	戸頭小
バレーボール	〃 月・火・木・金曜日	〃 〃	〃

危険物取り扱い主任者試験と準備講習会

次の方法で「危険物取り扱い主任者試験と準備講習会」が開かれます。詳しくは市消防署（電話七二―三一一一）へ問い合わせください。

◇準備講習会の手続き

1.期日と会場　九月二十五日、二十六日は新潟市公会堂 十月三日、四日は新津市記念公会堂。

2.申し込み　講習会の七日前までに消防署へ申し込みください。

3.試験の種類　乙種第四類

4.受講料　市危険物安全協会員＝五百円、非会員＝千円

◇受験の手続き

1.願書受け付け　九月十日から十月九日まで。

2.申し込み先　新潟市学校町通り一、県庁総務部消防防災課危険物係へ十月九日まで着くよう、また、市消防署へ申し込む場合は十月六日の午後五時までです。

3.試験場　新潟明訓高校。

4.試験日　十月二十六日午前九時三十分から。

敬老会は各地区ごとに開催

毎年行なっている市の敬老会は、農繁期などのつごうで前年度と同じく、十月十五日を中心にして、各地区ごとに開くことになりました。ことしの招待者は、明治三十二年九月十五日以前に生まれたかた（満七十歳以上）です。

対象のかたには、あとで開催日時や場所を連絡しますので、ぜひご参加ください。

新しいはがきを発売

十月ごろ新しく、差し出し人の郵便番号ワクのはいった「はがき」が発売されます。はがき、封筒を問わず、相手の郵便番号と自分の郵便番号を書いて出しましょう。

こん月の納税メモ

軽自動車税　九月随時

固定資産税　第三期

納期限は九月三十日ですので忘れずにお納めください。